

医療機関のBCP（業務継続計画）の策定の基本事項

平成24年7月11日
健康医療局医療政策課

1 業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）の概念

災害発生時における応急業務に加え、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（人員、事業所、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や被災直後の業務レベルの向上を図る計画である。

2 医療機関の業務継続計画の必要性

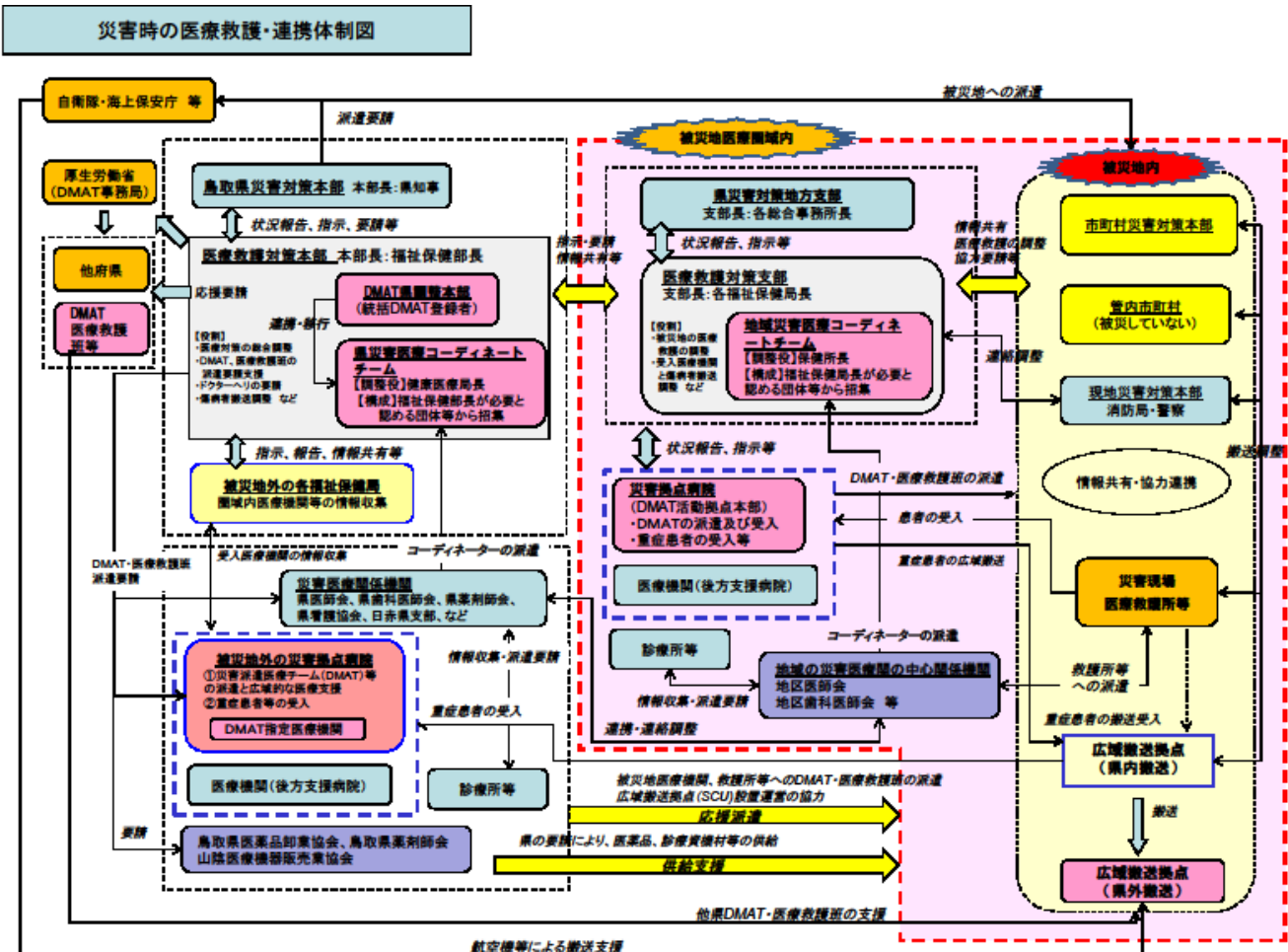
東日本大震災では、行政機能の喪失・低下、企業活動の停止・中断、ライフラインの停止・中断等により、被災した住民生活や企業活動の通常時への回復が遅れている。

県においては、このような教訓を基に、住民、県、市町村、企業、医療・福祉施設などの主体が、相互に深く結びついていることを踏まえ、大規模災害発生時においても、業務を継続又は早期に回復するため、それぞれの主体が業務継続計画を策定し、継続的運用を図ることで、「災害に強い鳥取県」を実現することとした。

また、東日本大震災の対応に際して認識された災害医療等に関する課題を踏まえ今後のあり方を議論した厚生労働省の「災害医療等のあり方に関する検討会」も、「一般の医療機関等については、従来通り、医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用である」としつつ、「病院の災害対応マニュアルは、初期対応に重点が置かれており、業務継続計画としての性格を有するような長期的な対応について整備されることは少ないと考えられるため、今回の震災での経験も踏まえ、長期的な対応も想定して各病院が作成することが望ましい。」（「災害医療等のあり方に関する検討会報告書（平成23年10月）」）と報告されている。

3 災害時の医療体制

医療機関の施設が使用不能の場合など、個々の医療機関で対応できないときは、県が設置する医療救護対策支部において、地域医療の確保のため必要な対策を実施する。



4 業務継続計画に盛り込む主な内容（→業務継続計画（モデル））

業務継続計画には、次の要素を盛り込むものとする。

- ア 自らが重大な被害を受け、施設、ライフラインや医療機関の通常の活動に必要な資源の制約が発生することを認識し、重要業務を選定。
- イ 重要業務の継続・実施に関して、時間・水準の実施目標。
- ウ アの制約要因の改善策・代替手段・事前対策。
- エ 災害発生後の対応の手順、計画の管理（訓練と継続的な見直し）。

5 タイムラインの設定

一定の被害想定のもと、医療機関がほぼ通常の医療体制を回復するまでの期間、業務を継続することを目標として作成する。復旧目標は、東日本大震災の例を参考に発災後から緊急対応が落ち着く時期として1ヶ月までと考え、この期間を概ね次のような区分で、想定される行動、活動等を記載する。

- ・発災期 : 発災直後
- ・災害拡大期 : 発災後10分～、1時間～、3時間～、12時間～
- ・災害沈静期 : 1日後～、3日後～
- ・復旧期 : 1週間後～、2週間後、～1か月

6 対象リスクと被害想定

基本的に以下のような災害及び被害の想定を行った。それぞれ、各医療機関の状況に応じて、適宜より大きな被害を想定するなど異なった設定をすることも可能。

(1) 災害の想定

H17地震防災調査研究報告書において、もっとも被害の大きい時間帯を想定した。

- ・震度7、冬の午後6時発災

(2) 被害の想定

東日本大震災の例を参考に設定。また、自家発電装置、受水槽、医療設備などが使えることを想定。

*海側に立地している医療機関など津波による浸水被害の可能性の高い地域においては、津波の浸水により自家発電装置、受水槽、医療設備などが使用不能となることも想定されるので、事前の継続使用の検討が必要。

①施設：建物については使用可能な場合を想定

※建物使用不能の場合→県医療救護対策支部又は県医療救護対策本部に連絡し転院搬送準備、搬送

②ライフライン等の状況

- ア 電気：3日間、外部からの電源供給がない
- イ 上下水道：2週間は使用できない（飲料水は給水車等により3日目に確保）
- ウ 固定電話・携帯電話：1週間通話不能
- エ 都市ガス：1ヶ月間は供給がない
- オ 食料品・重油等燃料・医薬品の供給不能：1週間

③参集可能な職員の割合（全職員に対する割合）

・発災直後は、より少ない人員となることも想定される。

| 区分 | 発災当日 | 3日目 | 1週間目 | 1ヶ月 |
|--------|------|-----|------|-----|
| 医師 | 50% | 50% | 70% | 80% |
| 看護師 | 50% | 50% | 70% | 80% |
| その他専門職 | 50% | 50% | 70% | 80% |
| 事務 | 50% | 50% | 70% | 80% |

※現在国、県において、新たな震源域や津波のシミュレーションが検討されており、今後被害想定の見直しが想定される。

7 策定対象医療機関・時期

(1) 病院・・・・・・・・・・・・・・・・平成24年度以降

(災害拠点病院、二次救急病院は平成24年度内を目処)

(2) 透析を取扱う診療所・・・・・・・・平成25年度以降の策定

(3) 産科を取扱う診療所・・・・・・・・平成25年度以降の策定